路線名　中央自動車道西宮線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
岐阜県不破郡関ヶ原町大字藤下字自害峰二九一番二から同県不破郡関ヶ原町大字藤下字南野二二二番三まで	前	最大 八九 最小 七一	二四
	後	最大 七八 最小 四一	

○国土交通省告示第三百五十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十九日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十九日

国土交通大臣　前田　武志

路線名　関越自動車道新潟線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
坂戸市大字中里字正天二三四番三から同市大字戸口字六反田一四七番一まで	前	最大 四九 最小 三三	一、一七二
	後	最大 二二三 最小 三六	

○国土交通省告示第三百五十五号

国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長に委任した件（平成十三年国土交通省告示第八百五十三号）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十四年三月二十九日

国土交通大臣　前田　武志

2の表一般会計の項中

「東日本大震災復旧・復興有料道路災害復旧事業費	地方道路公社有料道路災害復旧事業費補助

を

「東日本大震災復旧・復興有料道路災害復旧事業費	地方道路公社有料道路災害復旧事業費補助	
東日本大震災復旧・復興推進費	東日本大震災復興交付金	北海道開発局長、東北地方整備局長、関東地方整備局長及び北陸地方整備局長に限る。
東日本大震災復旧・復興推進調整費	東日本大震災復興推進事業費補助金	港湾局に関するものに限る。」

に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成二十三年度の予算に係る補助金等から適用する。平成二十二年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第三百五十六号

堺泉北港について港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十五条の三の二第一項の港湾広域防災区域を定めたので、同条第三項の規定に基づき、当該港湾広域防災区域の範囲を次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十九日

国土交通大臣　前田　武志

一　港湾広域防災区域の範囲は、別図のうち一点鎖線で囲まれた部分とする。

二　港湾広域防災区域の範囲を示す詳細図を近畿地方整備局港湾空港部近畿圏臨海防災センターにおいて縦覧に供する。

附　則

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

別図　堺泉北港港湾広域防災区域

